

以西底びき網漁業許可船名簿

本件の個別事項に関するお問い合わせ等については、水産庁資源管理部管理調整課許可漁業第2班までご連絡下さい。

電話番号:03-6744-2363(直通)

FAX番号:03-3501-1019

(令和3年1月1日現在)

※操業区域は最下部参照。

| 許可番号 | 船名 | 総トン数 | 漁具の種類その他の漁業の方法 | 操業区域 |
|---------|---------|------|----------------|------|
| 長西第199号 | 第三山田丸 | 162 | 1そうびき及び2そうびき | ※ |
| 長西第200号 | 第五山田丸 | 162 | 1そうびき及び2そうびき | ※ |
| 長西第211号 | 第一長運丸 | 114 | 1そうびき及び2そうびき | ※ |
| 長西第212号 | 第二長運丸 | 114 | 1そうびき及び2そうびき | ※ |
| 長西第213号 | 第六長運丸 | 162 | 1そうびき及び2そうびき | ※ |
| 長西第214号 | 第七長運丸 | 162 | 1そうびき及び2そうびき | ※ |
| 長西第223号 | 第二十一山田丸 | 164 | 1そうびき及び2そうびき | ※ |
| 長西第224号 | 第二十二山田丸 | 164 | 1そうびき及び2そうびき | ※ |

※北緯10度20秒の線以北、北緯33度9分27秒以北の東経127度59分52秒の線、北緯33度9分27秒東経127度59分52秒の点から北緯33度9分27秒東経128度29分52秒の点に至る直線、北緯33度9分27秒東経128度29分52秒の点から北緯25度15秒東経128度29分53秒の点に至る直線、北緯25度15秒東経128度29分53秒の点から北緯25度15秒東経120度59分55秒の点に至る直線及び北緯25度15秒以南の東経120度59分55秒の線から成る線以西の太平洋の海域

(注) 操業区域内での操業であっても、漁業法(昭和24年法律第267号)第44条第1項及び第2項に基づく条件や漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第23条の操業制限等により、禁止区域等の規制があります。